

神戸市 建築物省エネ法に基づく適合性判定等に係る手数料表

令和3年4月1日改定

区分		申請に係る非住宅部分の床面積 ^{※2}	標準入力法等	モデル建物法
適合性判定 当初申請 (変更申請、軽微変更該当証明申請は変更に係る部分の床面積)	工場等以外	300㎡未満 ^{※3}	238,000	93,000
		～1,000㎡未満	300,000	119,000
		～2,000㎡未満	388,000	158,000
		～5,000㎡未満	563,000	264,000
		～10,000㎡未満	689,000	339,000
		～25,000㎡未満	823,000	415,000
		～50,000㎡未満	935,000	482,000
		50,000㎡以上	1,187,000	644,000
	工場等 ^{※1}	300㎡未満 ^{※3}	26,000	22,000
		～1,000㎡未満	37,000	32,000
		～2,000㎡未満	51,000	46,000
		～5,000㎡未満	125,000	118,000
		～10,000㎡未満	175,000	168,000
		～25,000㎡未満	224,000	216,000
		～50,000㎡未満	270,000	260,000
50,000㎡以上		390,000	379,000	
完了検査 (建築基準法に基づく完了検査手数料の加算額)	300～1,000㎡未満		17,000	
	～2,000㎡未満		28,000	
	～5,000㎡未満		85,000	
	～10,000㎡未満		134,000	
	～25,000㎡未満		169,000	
	～50,000㎡未満		211,000	
	50,000㎡以上		296,000	

※1：工場等とは、非住宅部分の全部を工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他エネルギーの使用状況に関してこれらに類するものの用途に供する建築物

※2：増築等で、一次エネルギー消費量に係る計算を要しない既存部分がある場合は、当該既存部分の床面積を除く

※3：300㎡未満の区分は、変更適合性判定申請及び軽微変更該当証明書交付申請の場合にのみに適用